



## 借り手企業の情報は 誰に引き継がれているのか？

——メガバンクの所有構造とデータの構築について——

相 馬 利 行<sup>(1)</sup>

**概要** メガバンクの誕生を含め、数多くの銀行が合併を含む経営統合を経験した。銀行は情報生産機能を有する存在として考えられているが、その「生産された情報」は、経営統合などによって、どこに継承されているのだろうか？ もしくは、継承されないのだろうか？ 本稿の目的は、「どの銀行がどの時点でどの銀行の借り手の情報を共有しているのか？」に関するデータを構築する際に直面する問題点とその解決策を提示することである。

**キーワード** 銀行の経営統合, 銀行の所有構造, 取引年数, 借り手の情報の共有  
**原稿受理日** 2013年9月25日

**Abstract** Banks in Japan went through a number of mergers of banks including large-scale bank merger. Bank is considered to have an information production function. When bank goes through management integration like a merger, who takes over the information that bank produced? This paper aims to propose a way to provide who takes over the information that bank produced through management integration.

**Key words** management integration of bank, ownership structure of bank, period of deal, information sharing of borrowers

---

(1) Email : souma@kindai.ac.jp

## 1. イントロダクション

銀行の機能の一つに、情報生産機能というものがある<sup>(2)</sup>。借り手の資金返済能力などの情報が不足している時には、資金提供者との間に情報の非対称性が存在し、「モラルハザード」や「逆選択」などの非効率性が生じうる。しかし、銀行によるモニタリングを通じて、情報の非対称性を解消する「情報生産」を行うことにより、それらの非効率性を解消しうると考えられる。もし、銀行によるこの機能が正常に働いていたならば、日本における、銀行と借り手企業との長期にわたる親密な取引関係により、銀行は借り手企業の情報生産を行なえたことであろう<sup>(3)</sup>。

1997年11月の銀行危機や、1998年と1999年の2度にわたる大規模な公的資金の注入を経て、いわゆるメガバンクによる金融持株会社設立や合併・子会社化などが活発になった<sup>(4)</sup>。このような経営統合によっても借り手がそのまま引き継がれるならば、顧客情報もそのまま引き継いだ銀行に蓄積されていると考えられる。そこで、本稿での主な関心は、「どの銀行がどの時点でどの銀行の借り手の情報を共有しているのか？」ということである。具体的には、表1が示すように、銀行Aが企業1と企業2、銀行Bが企業2と企業3と数年

表1 取引年数の計算

銀行A	企業名	取引年数	企業名	取引年数
1997年度	企業1	6	企業2	10
1998年度	企業1	7	企業2	11
1999年度	企業1	8	企業2	12

銀行B	企業名	取引年数	企業名	取引年数
1997年度	企業2	5	企業3	2
1998年度	企業2	6	企業3	3
1999年度	企業2	7	企業3	4

銀行C 注	企業名	取引年数	企業名	取引年数	企業名	取引年数
2000年度	企業1	9	企業2	11	企業3	5
2001年度	企業1	10	企業2	12	企業3	6
2002年度	企業1	11	企業2	13	企業3	7

注：銀行Cは、銀行Aと銀行Bが合併し、存続銀行をAとする新たな銀行である

(2) 金融機関の機能に関しては、内田(2000)を参照されたい。

(3) メインバンクに関する議論は、Hoshi, Kashyap and Scharfstein (1990), Hoshi, Kashyap and Scharfstein (1991), Sheard (1989), Sheard, Paul (1994)などを参照されたい。

(4) 金融持株会社は、1997年の独占禁止法の改正により、解禁された。

借り手企業の情報は誰に引き継がれているのか？（相馬）

に渡る取引があったとする。そこで、2000年度に銀行Aと銀行Bが合併し、存続銀行を銀行Aとする新たな銀行Cが誕生したとする。その時、銀行Cとしては初めての取引となる企業3との取引年数は、1年目になるであろうか？ 銀行Bと合併したということは、銀行Bがすでに取引していた4年間の情報も引き継いだはずである。よって、2000年度の銀行Cは企業3と5年目の取引年数と考えられる。よって、「どの銀行がどの時点でどの銀行の借り手の情報を共有しているのか？」という問題と「どの銀行がどの企業とどれだけの期間の取引を続けているのか」という問題は非常に密接していることが分かる。

借り手の情報の引き継ぎ・共有という観点からは、合併したかどうかだけではなく、実質的に支配していれば借り手の情報も入ってくるとすると、同じ金融持株会社傘下に属しているか、もしくは、連結決算の対象子会社になっている場合なども含めて考えることが重要になってくる。そこで、銀行の所有構造を調べることが必要となってくる。銀行の所有構造を調べた研究としては、花崎・ユパナ・相馬（2005）がある。そこでは、2000年度までのサンプルを用いて、銀行の株主が銀行や保険会社を中心とする金融機関の比率が高くガバナンスが効いていなかった可能性を指摘しているが、借り手企業との関係については述べられていない。

この論文の目的は、3月決算期での、実質支配を通じた効果も考慮した銀行間の統廃合と銀行の所有構造を調べ、「どの銀行がどの時点でどの銀行の借り手の情報を共有しているのか？」に関するデータの構築を行うことである。また、個々の銀行レベルもしくは金融持株会社レベルにまで場合分けを行った。

本稿の構成は次の通りである。次章では、使用するデータとデータの構築方法について議論し、3章では、メガバンクの所有構造と借り手の情報について詳述する。4章では、借り手の情報について特に注意を要する点と、それをどのように扱えば良いのかを議論する。最後に5章でまとめを述べる。

## 2. データの構築

### 2.1 データ

全国銀行協会が出している合併のリストや銀行変遷史データベースでは、親子関係や持ち分法適用会社かどうかまではわからない<sup>(5)</sup>。よって、『日経金融年報』、『日本金融年鑑』、

---

(5) 全国銀行協会・銀行の提携・合併リスト HP と全国銀行協会・銀行変遷史データベース HP を参照されたい。

EOL データベースに載っている有価証券報告書などの資料に目を通して、所有比率が、50%未満でも連結子会社であったり、20%未満でも持ち分法適用会社であることも考慮に入れたデータを手作業で構築した。また、関西の地方銀行と第二地方銀行に関しては、鈴木（2011）を一部参考にした。本稿では、金融持株会社のなかでも、いわゆるメガバンクの事例を中心にデータを構築している。しかし、ここで示すデータの構築法は、メガバンク以外にも適用できるものと考えられる。

## 2.2 定義

銀行の支配関係を示す定義をする。究極的存続銀行とは、サンプル期間中に、金融持株会社以外には1度も支配（合併や子会社化）されなかった銀行を指す。そして、究極的存続銀行に直接または間接に支配された銀行を以下の3つに分類する。1つ目の直接被支配銀行は、究極的存続銀行に直接的に支配された銀行、2つ目の第1間接被支配銀行は、直接被支配銀行に直接的に支配された銀行、また、3つ目の第2間接被支配銀行は、第1間接被支配銀行に直接的に支配された銀行である。

借り手の情報を誰が引き継いでいるかを示す記号として、○と△を用いる。○は究極的存続銀行が借り手の情報を利用可能な状態を表す。一方、△は、究極的存続銀行が直接被支配銀行を支配していないのでまだ情報を利用できないが、直接被支配銀行が第1間接被支配銀行を支配している、もしくは、第1間接被支配銀行が第2間接被支配銀行を支配している状態を表す。ただし、括弧（ ）で表す場合には、前年度までに合併などで消滅したことにより新たな借り手の情報が更新されていないが、それ以前の情報は引き継がれていることを表す。よって、○と（○）がある場合には、究極的存続銀行が、該当する年度に支配した銀行の現在もしくは過去の情報が利用可能な状態を表す。一方、△もしくは（△）がある場合には、究極的存続銀行ではなく、直接被支配銀行もしくは第1間接被支配銀行だけが、該当する年度に支配した銀行の現在もしくは過去の情報が利用できる状態を表す。よって、△もしくは（△）は、究極的存続銀行以外の銀行の情報構造と理解できる。空白の箇所は、当該銀行以外はだれも借り手の情報を利用できないことを表す。さらに、支配の定義として、合併や子会社よりは弱いと考えられる持ち分法適用会社の場合には、●と▲を用いる。

借り手企業の情報は誰に引き継がれているのか？（相馬）

表2 三井住友フィナンシャルグループ（個別行）

究極的 存続銀行	住友銀行（三井住友銀行の存続銀行）										
	直接 被支配銀行	平和 相互銀行	関西銀行 （関西アー バン銀行の 存続銀行）	びわこ 銀行	関西さわ やか銀行	三井銀行 （さくら 銀行の存 続銀行）	京都共栄 銀行	太陽神 戸銀行	わかしお 銀行 （旧太平 洋銀行）	みたと 銀行	みどり 銀行
第1 間接被支配 銀行											
第2 間接被支配 銀行											
1986年度	○										
1987年度	(○)										
1988年度	(○)										
1989年度	(○)										
1990年度	(○)							△			
1991年度	(○)							(△)			
1992年度	(○)							(△)			
1993年度	(○)							(△)			
1994年度	(○)							(△)			
1995年度	(○)							(△)			
1996年度	(○)							(△)	△		
1997年度	(○)							(△)	△		
1998年度	(○)	○				△		(△)	△		
1999年度	(○)	○				(△)		(△)	△		△
2000年度	(○)	○				(△)		(△)	△	△	(△)
2001年度	(○)	○				(△)	○	(○)	○	○	(○)
2002年度	(○)	○				(△)	(○)	(○)	○注1	○	(○)
2003年度	(○)	○		○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
2004年度	(○)	○		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
2005年度	(○)	○		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
2006年度	(○)	○		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
2007年度	(○)	○		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
2008年度	(○)	○		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
2009年度	(○)	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
2010年度	(○)	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)

究極的存続銀行：サンプル期間中に、金融持株会社以外には1度も支配（合併や子会社化）されなかった銀行を指す

直接被支配銀行：究極的存続銀行に直接的に支配された銀行

第1間接被支配銀行：直接被支配銀行に直接的に支配された銀行

第2間接被支配銀行：第1間接被支配銀行に直接的に支配された銀行

注1：三井住友銀行と合併する際、形式上はわかしお銀行が存続会社である

### 3. メガバンクの所有構造と借り手の情報

#### 3.1 三井住友フィナンシャル・グループ

究極的存続銀行は、住友銀行である（表2参照）。そして、平和相互銀行とさくら銀行は当時の住友銀行により合併され、現関西アーバン銀行は現三井住友銀行の完全子会社ではないが連結子会社であるため、直接被支配銀行である。そして、三井銀行は太陽神戸銀行を合併し、わかしお銀行とみなと銀行を子会社化した。また、関西さわやか銀行とびわこ銀行は関西アーバン銀行により合併されたので第1間接被支配銀行であり、京都共栄銀行は関西さわやか銀行に合併されたので第2間接被支配銀行である。

以下では、旧住友銀行がどの時点でどの銀行の借り手の情報を利用できたのかについて、記号の意味の具体例としても見てみよう。まず、1986年度に、合併によって平和相互銀行の借り手の情報が新たに加わったことがわかる<sup>(6)</sup>。しかし、平和相互銀行は消滅したため、それ以降の借り手の新たな情報は更新されないが、それ以降も住友銀行にはそれまでの平和相互銀行の情報は保持されると考えられる<sup>(7)</sup>。そして、1990年度に三井銀行が太陽神戸銀行を合併してさくら銀行となり、さくら銀行は太陽神戸銀行の借り手の情報を手に入れたものの、この時点では、さくら銀行と住友銀行は無関係であったので、住友銀行は新たな情報は手に入れていない<sup>(8)</sup>。太陽神戸銀行は合併により消滅したため、その後2000年度までは借り手の情報は更新されないままさくら銀行にだけその情報が保持され続けることとなるが<sup>(9)</sup>、2001年度に住友銀行がさくら銀行を合併することにより、太陽神戸銀行の借り手の情報も住友銀行は手に入れることとなった<sup>(10)</sup>。同様に、三井銀行は、1996年度にわかしお銀行を、2000年度にみなと銀行を子会社化している。また、みなと銀行は1999年度にみどり銀行を合併している。よって、2001年度に住友銀行がさくら銀行を合併することにより、わかしお銀行・みなと銀行・みどり銀行の情報も住友銀行が得ることとなった。関西銀行は、1998年度には住友銀行により子会社化されているので、この時点で、住友銀行は関西銀行の情報を得ている。そして、2003年度に、関西銀行は関西さわやか銀行を合併するが、すでに関西さわやか銀行は1998年度に京都共栄銀行を合併していたので、住友

(6) 1986年度の平和相互銀行の箇所○があることの意味である。

(7) 1987年度以降の平和相互銀行の箇所に○があることの意味である。

(8) 1990年度の太陽神戸銀行の箇所には○ではなく△があることの意味である。

(9) 1991年度から2000年度までの太陽神戸銀行の箇所に△があることの意味である。

(10) 2001年度に、太陽神戸銀行の箇所が△から○に変化し、三井銀行の箇所に○が新たに付いたことの意味である。

借り手企業の情報は誰に引き継がれているのか？（相馬）

表3 三井住友フィナンシャルグループ（金融持株会社）

金融持株会社	三井住友 FG										
	傘下銀行	住友銀行 (三井住友銀行の存続銀行)	関西銀行 (関西アーバン銀行の存続銀行)	みなと銀行	平和相互銀行	関西さわやか銀行	京都共栄銀行	びわこ銀行	三井銀行 (さくら銀行の存続銀行)	太陽神戸銀行	わかしお銀行 (旧太平洋銀行)
2003年度	○	○	○	(○)	○	(○)		(○)	(○)	(○)	(○)
2004年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)		(○)	(○)	(○)	(○)
2005年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)		(○)	(○)	(○)	(○)
2006年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)		(○)	(○)	(○)	(○)
2007年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)		(○)	(○)	(○)	(○)
2008年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)		(○)	(○)	(○)	(○)
2009年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	○	(○)	(○)	(○)	(○)
2010年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)

銀行は、関西銀行を子会社化することで、関西さわやか銀行・京都共栄銀行の情報も同時に得ることとなった。最後に、2009年度に関西銀行がびわこ銀行を合併したことから、以降は、住友銀行がびわこ銀行の情報も手に入った事となる。

今までは、三井住友フィナンシャル・グループの中心銀行である住友銀行（三井住友銀行が存続銀行）という銀行レベルで借り手の情報を見てきたが、今度は、金融持株会社を一つの銀行とみなして、三井住友フィナンシャル・グループで借り手の情報をどの時点でどれだけ所有しているかを見してみる（表3参照）。2003年度の設立当初から住友銀行（三井住友銀行の存続銀行）・関西銀行（関西アーバン銀行の存続銀行）・みなと銀行・平和相互銀行・関西さわやか銀行・京都共栄銀行・びわこ銀行・三井銀行（さくら銀行の存続銀行）・太陽神戸銀行・わかしお銀行（旧太平洋銀行）・みどり銀行の情報を持っていることとなる。そして、2009年度からは、びわこ銀行の情報も追加される。

### 3.2 MUFG

究極の存続銀行は、三菱銀行（三菱東京 UFJ 銀行の存続銀行）と三菱信託銀行である（表4参照）。そして、三菱銀行によって、東京銀行と三和銀行は合併され、日本信託銀行は子会社化されたので、これら3行は直接被支配銀行である<sup>10)</sup>。そして、三和銀行は泉州銀行を連結子会社化、東海銀行を合併、中京銀行・大正銀行を持ち分法適用会社としているので第1間接被支配銀行である。そして、東海銀行は岐阜銀行を持ち分法適用会社とし

(10) 池田泉州 HD は2009年度と2010年度に三菱東京 UFJ 銀行の持ち分法適用会社であるが、ここでは、純粋に銀行のみを取り上げることとする。

ているので第2間接被支配銀行である。

以下では、三菱銀行と三菱信託銀行がどの時点でどの銀行の借り手の情報を利用できたのかについて見てみよう。三菱銀行は、1994年度に日本信託銀行を連結子会社化、1996年度に東京銀行を合併したことで、両行の借り手の情報が新たに加わったことがわかる。また、2001年度に東海銀行と合併していた三和銀行（当時はUFJ銀行）と2005年度に合併し、両者の借り手の情報を得ている。また、東海銀行は持ち分法適用会社を1行、三和銀

表4 MUFG（個別行）

究極的 存続銀行	三菱銀行（三菱東京UFJ銀行の存続銀行）								三菱信託銀行	
	日本 信託銀行	東京銀行	三和銀行 (UFJ銀行の 存続銀行)	泉州銀行	東海銀行	岐阜銀行 注3	中京銀行	大正銀行	東洋信託 銀行 (UFJ信託銀行の 存続銀行)	日本 信託銀行
第1間接 被支配銀行										
第2間接 被支配銀行										
1994年度	○									
1995年度	○									
1996年度	○	○								
1997年度	○	(○)								
1998年度	○	(○)								
1999年度	○	(○)								
2000年度	○	(○)		△		▲		▲		
2001年度	注2	(○)		△	△	▲	▲	▲		○
2002年度	注2	(○)		△	(△)	▲	▲	▲		(○)
2003年度	注2	(○)		△	(△)	▲	▲	▲		(○)
2004年度	注2	(○)		△	(△)	▲	▲	▲		(○)
2005年度	注2	(○)	○	○	(○)	●	●	●	○	(○)
2006年度	注2	(○)	(○)	○	(○)	●	●	●	○	(○)
2007年度	注2	(○)	(○)	○	(○)	●	●	●	○	(○)
2008年度	注2	(○)	(○)	○	(○)	●	●	●	○	(○)
2009年度	注2	(○)	(○)	●	(○)	注4	●	●	○	(○)
2010年度	注2	(○)	(○)	注1	(○)	注4	●	●	○	(○)

究極的存続銀行：サンプル期間中に、金融持株会社以外には1度も支配（合併や子会社化）されなかった銀行を指す

直接被支配銀行：究極的存続銀行に直接的に支配された銀行

第1間接被支配銀行：直接被支配銀行に直接的に支配された銀行

第2間接被支配銀行：第1間接被支配銀行に直接的に支配された銀行

注1：池田銀行により合併されたため、持ち分法適用会社でもない

注2：三菱信託銀行により合併

注3：東海銀行、のちにUFJ銀行、三菱東京UFJ銀行の子会社ではなく、持ち分法適用会社

注4：2010年度に十六銀行の完全子会社となる。持ち分法適用会社でもなくなる

借り手企業の情報は誰に引き継がれているのか？（相馬）

行は持ち分法適用会社を2行と連結子会社を1行所有しており、それらの銀行の借り手の情報も同時に得ることとなった。具体的には、2000年度から、東海銀行は岐阜銀行を、三和銀行は泉州銀行を連結子会社化している。また、三和銀行は、2000年度に大正銀行を、2001年度には中京銀行を持ち分法適用会社としている。三菱信託銀行は、2001年度に日本信託銀行を、2005年度には東洋信託銀行（当時のUFJ信託銀行）を合併し、両信託銀行の情報を得ている<sup>(2)</sup>。

今度は、金融持株会社を一つの銀行とみなして、UFJHD（表5参照）とMUFG（表6

表5 UFJHD（金融持株会社）

金融持株会社	UFJHD						
	傘下銀行 三和銀行 (UFJ銀行 の存続銀行)	東海銀行	東洋信託銀行 (UFJ信託銀行 の存続銀行)	泉州銀行	岐阜銀行	中京銀行	大正銀行
2001年度	○	○	○	○	●	●	●
2002年度	○	(○)	○	○	●	●	●
2003年度	○	(○)	○	○	●	●	●
2004年度	○	(○)	○	○	●	●	●

表6 MUFG（金融持株会社）

金融持株会社	MUFG										
	傘下銀行 三和銀行 (UFJ銀行 の存続銀行)	東海銀行	東洋信託銀行 (UFJ信託銀行 の存続銀行)	泉州銀行	岐阜銀行	中京銀行	大正銀行	三菱銀行 (三菱東京 UFJ銀行 の存続銀行)	三菱 信託銀行	日本 信託銀行	東京銀行
2001年度								○	○	○	(○)
2002年度								○	○	(○)	(○)
2003年度								○	○	(○)	(○)
2004年度								○	○	(○)	(○)
2005年度	○	(○)	○	○	●	●	●	○	○	(○)	(○)
2006年度	(○)	(○)	(○)	○	●	●	●	○	○	(○)	(○)
2007年度	(○)	(○)	(○)	○	●	●	●	○	○	(○)	(○)
2008年度	(○)	(○)	(○)	○	●	●	●	○	○	(○)	(○)
2009年度	(○)	(○)	(○)	●	●	●	●	○	○	(○)	(○)
2010年度	(○)	(○)	(○)	注1	注2	●	●	○	○	(○)	(○)

注1：池田銀行により合併されたため、持ち分法適用会社でもない

注2：十六銀行の子会社となったため、持ち分法適用会社でもない

(2) 厳密には、東洋信託銀行は2001年7月に東海信託銀行と、三菱信託銀行は2001年10月に日本信託銀行と東京信託銀行と合併しているが、ここでは省略している。

参照)が借り手の情報をどの時点でどれだけ所有しているかを見してみる。UFJHDは、2001年度から2004年度まで存在し、三和銀行(UFJ銀行の存続銀行)・東海銀行・東洋信託銀行(UFJ信託銀行の存続銀行)・泉州銀行・岐阜銀行・中京銀行・大正銀行の情報を所有していることがわかる。一方、MUFGは、2001年度から2004年度までは、三菱銀行・三菱信託銀行・日本信託銀行・東京銀行の情報を所有しており、2005年度にUFJHDを引き継いだことで、それ以降は、三和銀行(UFJ銀行の存続銀行)・東海銀行・東洋信託銀行(UFJ信託銀行の存続銀行)・泉州銀行・岐阜銀行・中京銀行・大正銀行の情報も追加されていることがわかる。

### 3.3 みずほフィナンシャル・グループ(HD)

表7が示すように、究極的存続銀行は、第一勧業銀行(のコンシューマーバンキング業務を扱う部門・2011年度におけるみずほ銀行)と富士銀行(のコーポレートバンキング業務を扱う部門・2011年度におけるみずほコーポレート銀行)である。このような表現になる

表7 みずほFG(個別行)

究極的存続銀行	第一勧業銀行 注1 (みずほ銀行の存続銀行)			富士銀行 注2 (みずほコーポレート銀行の存続銀行)		
	富士銀行 注1		みずほ統合準備 銀行(日本興業 銀行 注1)	安田信託銀行 (みずほ信託銀 行の存続銀行)	第一勧業銀行 注2	日本興業銀行 注2
直接被支配銀行						
第1 間接被支配銀行		安田信託銀行 (みずほ信託銀 行の存続銀行)				
1998年度		△		○		
1999年度		△		○		
2000年度		△		○		
2001年度		△		○		
2002年度	○	注3	○	注3	○	○
2003年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2004年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2005年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2006年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2007年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2008年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2009年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2010年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)

究極的存続銀行：サンプル期間中に、金融持株会社以外には1度も支配(合併や子会社化)されなかった銀行を指す

直接被支配銀行：究極的存続銀行に直接的に支配された銀行

第1間接被支配銀行：直接被支配銀行に直接的に支配された銀行

第2間接被支配銀行：第1間接被支配銀行に直接的に支配された銀行

注1：厳密には、コンシューマーバンキング業務のみ

注2：厳密には、コーポレートバンキング業務のみ

注3：みずほ信託銀行は、みずほFGの連結子会社となった

借り手企業の情報は誰に引き継がれているのか？（相馬）

表8 みずほFG（会社分割しない場合の個別行）

究極的存続銀行	第一勧業銀行（みずほ銀行の存続銀行）			富士銀行（みずほコーポレート銀行の存続銀行）		
	富士銀行		日本興業銀行	安田信託銀行 （みずほ信託銀行の存続銀行）	第一勧業銀行	日本興業銀行
直接支配銀行						
第1 間接支配銀行		安田信託銀行 （みずほ信託銀行の存続銀行）				
1998年度		△		○		
1999年度		△		○		
2000年度		△		○		
2001年度		△		○		
2002年度	○	注3	○	注3	○	○
2003年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2004年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2005年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2006年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2007年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2008年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2009年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)
2010年度	(○)	注3	(○)	注3	(○)	(○)

究極的存続銀行：サンプル期間中に、金融持株会社以外には1度も支配（合併や子会社化）されなかった銀行を指す

直接被支配銀行：究極的存続銀行に直接的に支配された銀行

第1間接被支配銀行：直接被支配銀行に直接的に支配された銀行

注は表7と同じ

理由は、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の成立過程にある。まず、富士銀行のコンシューマーバンキング業務を扱う部門を第一勧業銀行へ、第一勧業銀行のコーポレートバンキング業務を扱う部門を富士銀行へ、また、日本興業銀行のコンシューマーバンキング業務を扱う部門をみずほ統合準備銀行に分割した。そして、第一勧業銀行を存続銀行としてみずほ統合準備銀行と合併したみずほ銀行が、富士銀行を存続銀行として日本興業銀行と合併したみずほコーポレート銀行が誕生した。よって、2行を究極的存続銀行としてはいるが、それぞれ、会社分割を経験していることとなる。

以下では、第一勧業銀行（のコンシューマーバンキング業務を扱う部門・2011年度におけるみずほ銀行）と富士銀行（のコーポレートバンキング業務を扱う部門・2011年度におけるみずほコーポレート銀行）がどの時点でどの銀行の借り手の情報を利用できたのかについて見てみよう。まず、第一勧業銀行（のコンシューマーバンキング業務を扱う部門・2011年度におけるみずほ銀行）から見てみる。富士銀行が1998年度に安田信託銀行を連結子会社とするが、まだこの時点では、第一勧業銀行と富士銀行との間に関わり合いはなく、安田信託銀行の情報を第一勧業銀行は所有していない。しかし、2002年度のみずほ銀行の誕生に伴って、富士銀行・みずほ統合準備銀行・安田信託銀行の情報も所有することとなる。

表9 みずほ FG (金融持株会社)

金融持株会社	みずほ FG (みずほ HD)						
	第一勧業銀行		富士銀行		日本興業銀行		安田信託銀行 (みずほ信託銀行の存続銀行)
傘下銀行	みずほ銀行 (第一勧業銀行注1)	第一勧業銀行 注2	富士銀行 注1	みずほコーポレート銀行 (富士銀行注2)	みずほ統合準備銀行 (日本興業銀行注1)	日本興業銀行 注2	
2000年度	○	○	○	○	○	○	○
2001年度	○	○	○	○	○	○	○
2002年度	○	○	○	○	○	○	○
2003年度	○	(○)	(○)	○	(○)	(○)	○
2004年度	○	(○)	(○)	○	(○)	(○)	○
2005年度	○	(○)	(○)	○	(○)	(○)	○
2006年度	○	(○)	(○)	○	(○)	(○)	○
2007年度	○	(○)	(○)	○	(○)	(○)	○
2008年度	○	(○)	(○)	○	(○)	(○)	○
2009年度	○	(○)	(○)	○	(○)	(○)	○
2010年度	○	(○)	(○)	○	(○)	(○)	○

注1：コンシューマーバンキング業務のみ

注2：コーポレートバンキング業務のみ

次に、富士銀行（のコーポレートバンキング業務を扱う部門・2011年度におけるみずほコーポレート銀行）について見てみる。富士銀行が1998年度に安田信託銀行を連結子会社化した時点で、安田信託銀行の情報を所有することとなる。さらに、みずほコーポレート銀行の誕生に伴って、第一勧業銀行と日本興業銀行（それぞれのコーポレートバンキング業務を扱う部門）の情報を所有することとなる。

今度は、金融持株会社を一つの銀行とみなして、みずほフィナンシャル・グループ (HD) が借り手の情報をどの時点でどれだけ所有しているかを見てみる（表9参照）。2000年度にみずほ HD が誕生し、その後、みずほフィナンシャル・グループに引き継がれたが、一貫して、第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行のそれぞれの全部門と、安田信託銀行の4行の情報を所有していることがわかる。

### 3.4 りそな HD

表10が示すように、究極的存続銀行は、大和銀行と埼玉りそな銀行である。そして、大和銀行によって、協和銀行・なみはや銀行・奈良銀行の3行は合併され、大阪銀行は持ち分法適用会社となったことから直接被支配銀行である。また、埼玉銀行は協和銀行に、なにわ銀行はなみはや銀行に、近畿銀行は大阪銀行にそれぞれ合併されたので、第1間接被

借り手企業の情報は誰に引き継がれているのか？（相馬）

支配銀行である。また、協和銀行を存続銀行として埼玉銀行との合併により誕生したあさひ銀行の埼玉県内108店舗（代理店を除く）および東京都内3店舗は埼玉りそな銀行として引き継がれた。

以下では、大和銀行がどの時点でどの銀行の借り手の情報を利用できたのかについて見てみよう。埼玉りそな銀行については、会社分割の点で後ほど議論することとする。まず、1991年度に協和銀行が埼玉銀行を合併してあさひ銀行が誕生し、2002年度に大和銀行がそれを合併することにより、協和銀行・埼玉銀行の情報を所有することとなる。また、なみはや銀行は1998年度になにわ銀行を合併し、2000年度には大和銀行がなみはや銀行を合併

表10 りそな HD（個別行）

究極的 存続銀行	大和銀行（りそな銀行の存続銀行）							埼玉りそな	
	直接 被支配銀行	協和銀行 （あさひ銀行 の存続銀行） 注3		なみは や銀行		奈良 銀行	大阪銀行 （近畿大阪銀行 の存続銀行）		
第1間接 被支配銀行		埼玉銀行		なにわ 銀行				近畿 銀行	
1991年度		△							
1992年度		(△)							
1993年度		(△)							
1994年度		(△)							
1995年度		(△)							
1996年度		(△)							
1997年度		(△)							
1998年度		(△)		△					
1999年度		(△)		(△)		▲	▲		
2000年度		(△)	○注1	(○)		▲	(▲)		
2001年度		(△)	(○)	(○)		注2	注2		
2002年度	○	(○)	(○)	(○)		注2	注2	○	
2003年度	(○)	(○)	(○)	(○)		注2	注2	(○)	
2004年度	(○)	(○)	(○)	(○)		注2	注2	(○)	
2005年度	(○)	(○)	(○)	(○)	○	注2	注2	(○)	
2006年度	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	注2	注2	(○)	
2007年度	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	注2	注2	(○)	
2008年度	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	注2	注2	(○)	
2009年度	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	注2	注2	(○)	
2010年度	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	注2	注2	(○)	

究極的存続銀行：サンプル期間中に、金融持株会社以外には1度も支配（合併や子会社化）されなかった銀行を指す

直接被支配銀行：究極的存続銀行に直接的に支配された銀行

第1間接被支配銀行：直接被支配銀行に直接的に支配された銀行

注1：近畿大阪銀行もなみはや銀行を同時に引き継ぐ

注2：りそな HD が完全子会社化した

注3：あさひ銀行（旧協和銀行）の中の「埼玉県内+東京3店舗」以外

表11 りそな HD (金融持株会社)

金融 持株会社	りそな HD								
	傘下銀行 大和銀行 (りそな 銀行の存 続銀行)	埼玉りそ な銀行	大阪銀行 (近畿大阪 銀行の存 続銀行)	近畿銀行	協和銀行 (あさひ 銀行の存 続銀行)	埼玉銀行	なみはや 銀行	なにわ 銀行	奈良銀行
2001年度	○		○	(○)	○	(○)	(○)	(○)	○
2002年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○
2003年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○
2004年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○
2005年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	○
2006年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
2007年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
2008年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
2009年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
2010年度	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)

することで、なみはや銀行・なにわ銀行の両行の情報を所有することとなる。そして、2005年度に奈良銀行を合併して情報を所有することとなる。また、1999年度には大阪銀行と近畿銀行の両行を持ち分法適用会社とし、2000年度には大阪銀行が近畿銀行を合併して近畿大阪銀行となるものの、引き続き大和銀行の持ち分法適用会社となる。しかし、翌年の2001年度には、近畿大阪銀行はりそな HD の連結子会社となり、大和銀行の持ち分法適用会社からは離れることとなる<sup>(3)</sup>。

今度は、金融持株会社を一つの銀行とみなして、りそな HD が借り手の情報をどの時点でどれだけ所有しているかを見てみる(表11参照)。2001年度にりそな HD が発足して以来、一貫して、大和銀行(りそな銀行の存続銀行)・埼玉りそな銀行・大阪銀行(近畿大阪銀行の存続銀行)・近畿銀行・協和銀行(あさひ銀行の存続銀行)・埼玉銀行・なみはや銀行・なにわ銀行・奈良銀行の情報を所有することとなる。

#### 4. 借り手の情報の扱いにおける論点

##### 4.1 所有者が移った場合の扱い

親会社と子会社の関係が変化する場合がある。これはさらに、

(3) この点についてはのちほど議論する。

借り手企業の情報は誰に引き継がれているのか？（相馬）

- (ア) 同じ金融持株会社に所有者が代わる場合
- (イ) 同じ金融持株会社内の他の銀行に所有者が代わる場合
- (ウ) 別の金融持株会社や別の金融持株会社内の銀行に所有者が代わる場合

に分けることができる。

(ア)の例としては、大阪銀行（近畿大阪銀行の存続銀行）・安田信託銀行（みずほ信託銀行の存続銀行）の場合が、(イ)の例としては日本信託銀行の例が挙げられる。そして、そもそもグループ外となってしまう(ウ)の例としては泉州銀行・岐阜銀行の場合が挙げられる。以下、具体的なケースを見た後で、対応を議論することとする。

(ア)の例として、大阪銀行は、1999年度と2000年度は大和銀行の連結子会社であるが、2001年度より、りそな HD による完全子会社化のため、大和銀行と同じグループに属するものの、大和銀行の連結子会社ではなくなっている。同様に、安田信託銀行の場合も、1998年度から富士銀行の連結子会社であり、みずほフィナンシャル・グループ発足後も、富士銀行の連結子会社としてみずほフィナンシャル・グループ（HD）に所属していたが、2002年度以降は、みずほフィナンシャル・グループの連結子会社となり、富士銀行と同じグループに属するものの、富士銀行の連結子会社ではなくなっている<sup>(4)</sup>。

(イ)の例として、日本信託銀行は、1994年度から2000年度までは三菱銀行の連結子会社であるが、2001年度には同じ MUFJ に属する三菱信託銀行によって合併されて消滅する。その結果、三菱銀行の連結子会社ではなくなっている。

(ウ)の例として、泉州銀行は、2000年度に三和銀行の連結子会社となり、2001年度から2005年度までは三和銀行の連結子会社として UFJHD の所属となった。また、三菱銀行（当時は東京三菱銀行）が UFJ 銀行（三和銀行が存続銀行）を合併後に、三菱東京 UFJ 銀行の連結子会社として MUFJ の所属となる。しかし、2009年度に持ち分法適用会社となり、2010年度には、持ち分法適用会社でもなくなっている<sup>(5)</sup>。また、岐阜銀行は、2000年度に東海銀行の持ち分法適用会社となると、その後も、2004年度までは UFJ 銀行、2008年度までは三菱東京 UFJ 銀行の持ち分法適用会社であるが、2009年度から適用外となり、2010年度に十六銀行の完全子会社となる。

以上の例から、借り手の情報をどのように扱うことが考えられるであろうか？ 情報の

---

(4) 2010年度には完全子会社となっている。

(5) 2009年5月には池田泉州 HD を設立し、2010年5月には池田銀行に合併されて池田泉州銀行となる。

共有に関して、3つのレベルが想定できる。

- (1) 金融持株会社が持っている情報は、所属するすべての子会社銀行と共有する
- (2) 同じグループであっても個々の子会社は独立しており、子会社間での情報の共有はしないが、金融持株会社が直接持っている情報は金融持株会社と子会社間で共有する
- (3) 同じグループであっても個々の子会社は独立しており、子会社間だけではなく、金融持株会社と子会社間でも情報の共有はない

(1)の考え方の背後には、そもそも金融持株会社はグループの司令塔であり、グループ全体の利益を最大化する存在であるとの想定がある。もしそうであるならば、(ア)のケースは言うまでもなく、(イ)のケースであっても、子会社である三菱信託銀行が持っている日本信託銀行の情報は金融持株会社であるMUFGも所有するので、結果的には、すべての子会社銀行も日本信託銀行の情報を同様に所有すると考えられる。すなわち、グループ全体であたかも一つの銀行と想定した場合と同じケースとなる。よって、(ウ)以外はすべてのケースで、情報が伝わる。

しかし、そこまで情報の共有が徹底してなされるのかには疑問が残る。(3)は(1)とは対極な考えであり、情報はあくまでも個々の銀行の物であり、同じグループであったとしても、支配関係のない場合には情報は共有されないという考え方である。すなわち、今まで行ってきた個々の銀行に分けた分析である。よって、(ア)・(イ)・(ウ)の全てのケースで、情報は伝わらない。

(1)と(3)の中間的な発想が(2)である。もし(2)が成り立っているならば、(イ)のケースは、金融持株会社のMUFGが直接子会社をしているわけではないので、子会社には伝わらないが、(ア)のケースは、金融持株会社から直接子会社に伝わると考えられる。よって、(ア)のケースでのみ情報が伝わる。

しかしながら、グループ内における情報の共有の問題は、それに伴って得られる利便性の向上と、一方で、銀行業務の守秘義務やファイアーウォール規制などとの関係で法律上の問題と関わってくる。よって、サンプルの年度によっても解釈が変わる可能性がある<sup>(6)</sup>。

---

(6) 全国銀行協会(2008)では、証券業務と銀行業務におけるファイアーウォール規制が中心ではあるが、金融持株会社における情報の共有の問題について詳述している。

## 4.2 会社分割の扱い

この節では、会社分割を行った場合のデータの扱いに関して議論を行う。この場合、問題になるのが、部門ごとの借り手の情報は手に入らないことである。具体的には、第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の会社分割によって誕生した、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行の扱いと、あさひ銀行がりそな銀行と埼玉りそなに分割された際の扱いについて議論する<sup>17)</sup>。

まずは、みずほ FG から見てみる。3.3節で詳述したように、第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行において、各行のコンシューマーバンキング業務を扱う部門を第一勧業銀行へ、各行のコーポレートバンキング業務を扱う部門を富士銀行へ分割し、第一勧業銀行を存続銀行とするみずほ銀行と、富士銀行を存続銀行とするコーポレート銀行が誕生した。

この場合の現実的な対応方法としては、部門別とはせずに、あたかも一つの銀行として扱う方法である（表8参照）。すなわち、会社分割で無くなった部門の情報も銀行自体は保持しており、情報量は分割前と変わらないと想定することである。具体的には、2002年度に分割後統合してみずほ銀行ができた際には、第一勧業銀行は富士銀行（全部門）の情報を得ていると考える。2003年度以降の富士銀行の情報の扱いは、さきほどの4.1節と同じ問題に還元できる。すなわち、みずほコーポレート銀行として富士銀行（のコーポレートバンキング業務を扱う部門）は存続しているが、その更新された情報を持株会社が得た時に、子会社であるみずほ銀行と共有するかどうかで扱いが変わってくる。

また、埼玉りそな銀行は、協和銀行と埼玉銀行との合併により誕生したあさひ銀行の内、埼玉県内108店舗（代理店を除く）および東京都内3店舗を会社分割する形で誕生した銀行である。みずほと同様に考えれば、あさひ銀行の情報は全て、りそな銀行と埼玉りそな銀行が引き継いだと考えるのが相当である。

## 4.3 銀行以外の大株主の扱い

今までは、銀行による経営統合の問題を扱ってきたが、銀行の大株主は、銀行だけではなく、たとえば、国や外国人投資家の存在もある。

国有化という手法で銀行の破たん処理がなされたり、1998年3月以降の公的資金注入による銀行の資本増強策もあり、大株主が政府（預金保険機構やその子会社の整理回収機構）という銀行も存在する。表12に挙げた例は100%国有化された場合であるが、それ以外に

---

<sup>17)</sup> 他にも、山口 FG において、山口銀行が山口銀行と北九州銀行に分割されたケースもあるが、ここでは取り上げない。

も、たとえば、関西さわやか銀行の2001年度・2002年度の預金保険機構の持ち分は25%である。また、2011年度の高知銀行の整理回収機構の持ち分比率は40%を超えている。これは、「金融機能の強化のための特例措置に関する法律」に基づいた資本増強のために、優先株式を引受けたものである。また、2003年度のりそな HD の筆頭株主は、50.1%で預金保険機構である。

いわゆる国有化の扱いであるが、政府が大株主として借り手の情報の共有を妨げたりすることは考えにくい。貸出先などの変更を通して借り手の情報に影響する可能性がある。たとえば、1998年3月の金融機能安定化法（旧安定化法）に基づく資本増強においては「健全性確保計画」を、1998年3月の早期健全化法に基づく資本増強においては「経営健全化計画」を銀行に提出させ、中小企業向け貸出比率などの目標値を掲げさせている<sup>(8)</sup>。

表12 預金保険機構が100%株式を所有している銀行

子会社	親会社	期 間
新生銀行	預金保険機構	1999. 3のみ
あおぞら銀行	預金保険機構	1999. 3～2000. 3
足利銀行	預金保険機構	2004. 3～2008. 3

表13 投資目的の親会社を持つ銀行

子会社	親会社	期 間
新生銀行	NEWLTCB (リップルウッド)	2000. 3～2004. 3
あおぞら銀行	・ソフトバンク、オリックス、東京海上などの連 合が2001. 3～2003. 3 ・サーベラスが2004. 3～2011. 3	2001. 3～2011. 3
関西さわやか銀行	日本インベストメント・パートナーズ・リミテッ ドパートナーシップ	2001. 3～2003. 3
足利銀行（足利 HD）注1	野村連合	2009. 3～2011. 3
東京スター銀行	・ローンスターが2002. 3～2007. 3 ・ジャパン・アイルランド・キャピタル・パート ナーズ・リミテッドが2008. 3～2011. 3	2002. 3～2011. 3

注1：足利銀行は足利 HD の完全子会社。野村連合は足利 HD を所有。

これにより、取引年数などに関係なく貸し出しが行なわれたり、逆に慎重になったりする可能性が考えられる。

外国人投資家に関しても、表13にあるように、少なからず存在する。銀行が支配関係の

(8) 預金保険機構 HP には、資本増強についての資料が充実している。

借り手企業の情報は誰に引き継がれているのか？（相馬）

維持や取引関係のために所有するのに対して、外国人投資家の場合には、純粋に投資目的で、短期的利益のために行動する可能性があり、他の銀行や金融持株会社による経営統合とは意味が異なる可能性がある。

## 5. ま と め

本稿では、「どの銀行がどの時点でどの銀行の借り手の情報を共有しているのか？」に関するデータの構築を行ってきた。そのために、まずは、銀行の所有構造を調べた。そして、経営統合の詳細についても提示した。そして、その際に直面する問題点として、所有者が移った場合の扱い、会社分割の扱い、銀行以外の大株主の扱いの具体的な対応策も提示した。その結果、メガバンクの金融持株会社に関しては、かなり詳細なデータの蓄積が可能となったが、メガバンク以外のデータの構築も今後必要になってくる。

また、本稿では、持ち分法適用会社までが支配関係にあると想定していた。しかし、持ち分比率が20%未満でも、役員が派遣されているならば、情報の共有があるかもしれない。この辺りの細かい配慮は今後の残された課題であると言える。

## 参 考 文 献

- [1] 内田浩史 (2000), 「金融機関の機能」筒井義郎編著『金融分析の最先端』第1章, 東洋経済新報社
- [2] 鈴木康晴 (2011), 「関西における地域銀行について」彦根論集, No.390
- [3] 全国銀行協会 (2008), 「法人顧客に係る銀証間の情報共有のあり方に関する研究会一報告書一」
- [4] 花崎正晴・ユパナ・ウィワッタナカタン・相馬利行 (2005) 「金融危機を生んだ構造：銀行の所有構造にみるガバナンスの欠如」(『われた10年を超えて』, 第I巻(副題：危機の実相), 第2章) 東京大学出版会
- [5] Hoshi, Takeo, Anil Kashyap and David Scharfstein (1990), “The Role of Banks in Reducing the Costs of Financial Distress in Japan,” *Journal of Financial Economics*, 27, 67-88.
- [6] Hoshi, Takeo, Anil Kashyap and David Scharfstein (1991), “Corporate Structure, Liquidity, and Investment: Evidence from Japanese Industrial Groups,” *Quarterly Journal of Economics*, 106, February, 33-60.
- [7] La Porta, Rafael, Florencio Lopez-de-Silanes and Andrei Shleifer (1999), “Corporate Ownership around the World,” *Journal of Finance*, 54, 471-517.
- [8] Sheard, Paul (1989), “The Main Bank System and Corporate Monitoring and Control in Japan,” *Journal of Economic Behavior and Organization* 11, 399-422.
- [9] Sheard, Paul (1994), “Main Banks and the Governance of Financial Distress,”

in Masahiko Aoki and Hugh Patrick (eds.), *The Japanese Main Bank System: Its Relevance for Developing and Transforming Economies*, Oxford University Press, 188-230.

### 参 考 資 料

格付投資情報センター（各年版），『日経金融年報春季号』，日本格付投資情報センター  
格付投資情報センター（各年版），『日経金融年報夏季号』，日本格付投資情報センター  
日本金融通信社（各年版），『日本金融年鑑』，日本金融通信社

### 参考 HP・データベース

- EOL データベース <http://eoldb.jp/EolDb/>
- 各銀行 HP
- 全国銀行協会・銀行の提携・合併リスト HP：<http://www.zenginkyo.or.jp/inquiry/affiliation/>
- 全国銀行協会・銀行変遷史データベース HP：<http://www.zenginkyo.or.jp/library/hensen/index.html>
- 預金保険機構 HP：<http://www.dic.go.jp/katsudo/shihonzokyo/index.html>